

純ペア3,000円、夏季手当3.0ヶ月を申し入れ ＝第30回定期中央委員会で方針決定＝

JR九州労組は2月9日、福岡市で第30回定期中央委員会を開催し、最重要課題である「安全の確立」をはじめ「2018春季生活闘争」方針など、当面する活動方針を決定し、2018春季生活闘争が事実上スタートした。

2018春季生活闘争は、JR連合「中期労働政策ビジョン2014-2018」をはじめ、JR九州労組「中期労働政策ビジョン『チャレンジ2018』」及び、第26回定期大会で策定した「職場の働き方改善」の具現化にむけ、連合・JR連合の方針を踏まえて「必達目標賃金（中位数）」との格差の段階的是正をはかることを目標に、ベースアップ要求を行うとともに、時短・次世代育成・高齢者雇用制度改善等の制度改善要求を柱とした総合生活改善、非正規労働者の雇用、労働条件について、均等・均等待遇の実現をめざした闘いを展開することとする。

具体的には、JR連合統一要求額である純ペア3,000円、高齢者層の賃金改善や、系統間の格差是正及びワーク・ライフ・バランスの実現に資する諸手当の改善等を行い、月例賃金総額6,000円以上の引上げを求めるとし、夏季手当についても「基準内賃金の3.0カ月分」を求めていくこととし、本日「申第11号（2018年度新賃金等の要求）」及び「申第12号（2018年度夏季手当の要求）」を会社側へ申し入れた。

<2018春闘スローガン決まる！>

組合員・家族総掛かりの春季生活闘争を構築するために募集した「2018春闘スローガン」は、各地本・支部から182作品の応募があった。第30回定期中央委員会で本部役員・中央委員・特別中央委員及び傍聴者による投票の結果、以下のとおり最優秀賞及び優秀賞が決定した。

【最優秀賞】

「希望の明日へ 思いよ届け 2018春闘勝利」

博多支部 運行管理分会 小山 一真 さんの作品

【優秀賞】

「笑顔あふれる暮らしを目指し 皆で取り組む2018春闘」

長崎地方本部 佐世保駅連合分会 豊増 悟司 さんの作品

「今こそ底上げ・底支え 闘い勝ち取る2018春闘」

熊本地方本部 熊本総合車両所分会 吉田 祥司 さんの作品

2018 年度新賃金等の要求（申第 11 号）

1. 賃金引上げ要求

2018 年 4 月 1 日以降、社員、嘱託再雇用社員及びパートナー社員の基本給を 3,000 円引上げられたい。

2. 賃金改善要求

- (1) 第二基本給率を 30%にされたい。また、第二基本給の上限額を設定されたい。
- (2) 退職手当支給率を改善されたい。
- (3) 時間外割増率を以下のとおり引き上げられたい。
 - ・ B 単価 → 135/100
 - ・ C 単価 → 35/100
 - ・ F 単価 → 150/100
 - ・ G 単価 → 50/100
 - ・ I 単価 → 160/100
 - ・ J 単価 → 60/100
- (4) 55 歳以降の基本給支給率を撤廃されたい。
- (5) 55 歳以降の昇給を実施されたい。
- (6) 50 歳以降の年齢給を改定されたい。
- (7) 初任仕事給を引き上げられたい。
- (8) 以下の特殊勤務手当等を増額されたい。
 - ・ 当務駅長手当
 - ・ 交代制等勤務手当
 - ・ 復旧警備作業手当
 - ・ 乗務員手当《時間額（本線乗務、ワンマン乗務等）、キロ額、乗務加給、再度乗務》
 - ・ 職務旅費
 - ・ 手術手当
 - ・ 運転取扱業務手当
 - ・ 緊急呼出手当
 - ・ 指導操縦者手当
 - ・ 夜間特殊業務手当
- (9) 復旧警備作業手当の支給要件に「降灰による輸送障害を最小限に止めるために行う灰の除去作業及び損傷を受けた車両の応急処置又は復旧作業等」を追加されたい。
- (10) 祝日等勤務手当の支給範囲に「勤務割によりゴールデンウィーク期間、お盆期間、年末年始期間に勤務した場合」を追加するとともに、ゴールデンウィーク期間、お盆期間、年末年始期間に勤務した場合については、祝日等勤務手当の割増を支給されたい。
- (11) 24 歳未満の子に対する扶養手当を増額されたい。
- (12) 「看護長」の職務手当を増額されたい。また、職務手当 6（4）看護師のうちの医療社員のうちとし、手当を増額されたい。
- (13) 出向社員の職務手当について、出向後に賃金規程第 53 条に規定する支払対象に該当する者について支給されたい。また、（出向規定第 13 条（7））ただし書を削除されたい。
- (14) 出向休職中の社員で船員として勤務する者の職務手当を増額されたい。
- (15) 検診マンモグラフィ撮影技術認定・診療報酬請求事務能力認定等の認定資格に対し手当を新設されたい。
- (16) 感染や劇薬を使用し危険を伴う検査等に対して手当を新設されたい。
- (17) 新幹線乗務員の乗務員手当にキロ額を新設されたい。
- (18) 動力車乗務員に対する多車種手当（仮称）を新設されたい。

- (19) 機関車操縦手当（仮称）を新設されたい。
- (20) 汚物処理装置の作業等に対する手当を新設されたい。
- (21) 指令長手当及び指導手当を新設されたい。
- (22) 緊急自動車運転手当を新設されたい。
- (23) 高所等作業手当及び高圧活線作業手当を新設されたい。
- (24) 工務関係社員において、運転直接社員として工事監督者、作業責任者、踏切監視連絡員等の資格が認定されている社員に対して、技能手当を支給されたい。
- (25) 徒歩巡回検査の実巡回キロ額手当を新設されたい。
- (26) 屍体（鹿、猪等）の処置及び清掃に対する手当を新設されたい。
- (27) パートナー社員に交代制勤務手当を新設されたい。
- (28) パートナー社員のフロント手当を増額されたい。
- (29) ケアワーカー手当を新設されたい。
- (30) 医療の基本賃金（月額で支払う者）を改定されたい。
- (31) 嘱託再雇用社員の期末手当Bの基準額を以下のとおり引き上げられたい。
 - ・ 定年退職時S 1級～C 2級及び1等級～5等級の者・・・42,000円
 - ・ 定年退職時E級及び6等級の者・・・・・・・・・・・・・・・・・・39,000円
 - ・ 定年退職時M 1級～M 3級及び7等級～9等級の者・・・36,000円

3. 諸制度関係等

- (1) 年間総労働時間の1,800時間未満実現にむけて、年間休日を113日とされたい。
- (2) 定年年齢を65歳とされたい。
- (3) 定年退職日については、退職年令に達した日の属する年の翌年7月末とされたい。
- (4) 退職手当の前払制度を新設されたい。
- (5) パートナー社員の雇用については、期間の定めのない雇用契約とされたい。
- (6) 保育料援助金（仮称）を新設されたい。
- (7) 不妊治療休暇を有給とし、深夜帯の勤務を免除されたい。また、「育児・介護を理由に退職した社員を対象とした再雇用制度」の理由に「不妊治療の為に」を追加されたい。
- (8) 採用時の年次有給休暇の付与日数を15日とされたい。
- (9) 年次有給休暇の時間単位付与制度を新設されたい。
- (10) 忌引休暇の付与日数を「次表に定める日数」とされたい。
- (11) 積立保存休暇の使用事由を拡大されたい。
- (12) 昇格資格試験合格者については、昇格資格試験合格以降昇級するまでの間、仕事給昇給における等級在級年数を据え置かれたい。
- (13) 仕事給昇給額の等級在級年数の区分を見直されたい。
- (14) 業務上必要な資格取得に係る費用については、全額会社負担とされたい。また、資格取得者に対し、手当を新設されたい。
- (15) 有給休暇につわりのため就業が著しく困難な場合を追加されたい。
- (16) 深夜帯勤務の免除を小学校第3学年終了までの子を養育する場合とされたい。
- (17) 都市手当の支給対象エリアから、支給対象外のエリアに兼務発令等を行う際、発令期間中も都市手当を支給されたい。
- (18) 嘱託再雇用社員に昇給制度を新設されたい。

- (19) 期末手当Aの基準額の算出方法を社員と同様とされたい。
- (20) 嘱託再雇用社員の慰労金の支払範囲を在職期間に応じて支払われたい。また、支払額を増額されたい。
- (21) 嘱託再雇用社員に扶養手当を新設されたい。
- (22) 嘱託再雇用社員の時短及び休日増を実施されたい。

4. 福利厚生関係

- (1) 九州島外勤務者に対する帰省等交通費の支給対象に「子」を追加するとともに、支給回数を見直されたい。
- (2) 単身赴任者が帰省する際の交通手段にB & Sを追加されたい。
- (3) モニターによる九州新幹線等を利用した通勤の認定要件から、「転勤の発令に伴い…」の文言を削除するとともに、特急列車を利用したモニター通勤の支給適用条件を緩和されたい。また、通勤時間が短縮される場合には、最寄駅を乗り越しての利用を認められたい。
- (4) 事業所内に保育施設を設置されたい。
- (5) インフルエンザ予防接種の助成額の増額及び補助対象者を配偶者及び子まで拡大されたい。
- (6) 人間ドック受診の補助を35歳未満も適用されたい。
- (7) 住宅援助金の給付対象を、社員、パートナー社員及び嘱託再雇用社員（以下、「社員等」とされたい。また、給付額を増額されたい。
- (8) 社宅・寮の入居対象を、社員、パートナー社員及び嘱託再雇用社員（以下、「社員等」とされたい。
- (9) 代用寮の基本料金については最寄の寮と同額とされたい。
- (10) 社宅使用料の年令係数を撤廃されたい。
- (11) 寮の基本料金を建築経過年数により減額（逓減率）されたい。
- (12) 社宅・寮における駐車場料金の上限を3,000円とされたい。
- (13) 当該寮の駐車場が利用できない場合は、月極駐車場代を補助されたい。
- (14) 社宅・寮の改築等を行い、女性寮を新設されたい。
- (15) 嘱託再雇用社員に積立保存休暇制度を新設されたい。

2018年度夏季手当の要求（申第12号）

- 1. 支払月数については、基準内賃金の3.0ヵ月分とされたい。
併せて、55歳以上の社員に対して、加算措置を講じられたい。
- 2. 嘱託再雇用社員及びパートナー社員については、社員に準じた支払月数とされたい。
- 3. 支払日については、6月29日（金）とされたい。